



親や自分の財産や権利を守る制度があります

～成年後見制度～

問合 高齢介護課長寿福祉G ☎24-1118

こんな不安を解決します

事例 1



ひとり暮らしの母親が認知症になりました。悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの被害に遭うのが心配です。

成年後見人等に付与される権限によって、成年後見人等の同意を得ない契約行為は取り消すことができます。

事例 2



物忘れがあり、預貯金の出し入れなどの金銭管理が不安です。また、入院や介護を受ける手続きにも自信がありません。

成年後見人等が預貯金や不動産などの財産管理、各種サービスの利用手続きをサポートします。

事例 3



息子が知的障がい者です。親の自分が高齢者なので将来が心配です。

親族以外にも、法律や福祉の専門家などから後見人を選任することができます。

事例 4



自分もいつか認知症になるかもしれない。そのときのために事前に備えておきたい。

財産管理などの法律行為を本人に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ自分の意志で決めておくことができます。

どんな仕組みなの？

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で**判断能力が不十分な人**の「財産」や「権利」を保護し、支援していく制度です。

大きく2種類に分かれます

法定後見制度

現在すでに認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、**判断能力が十分でない人が対象**で、判断能力の程度に応じて「後見・保佐・補助」に分かれます。

任意後見制度

現在は判断能力が十分でも、**将来的に判断能力が不十分になった場合に備えて**、あらかじめ「誰にどのような支援をしてもらうのか」を契約しておく制度です。

具体的な内容は？

		法定後見制度			任意後見制度
制度の名前		後見制度	保佐制度	補助制度	任意後見制度
利用できる人		判断能力がほとんどない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人	現在は判断能力が十分ある人
支援する人		成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
後見人等への付与権限	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	本人との契約で定めた行為
	同意権 取消権	日常生活に関する行為(※)以外のすべての行為(取消権のみ)	法律上定められた重要行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為	なし

※日用品の購入など



どうやって利用すればいいの？



申立人が、必要書類を整えて名古屋家庭裁判所家事部後見センターに提出します。

記入用紙の様式は名古屋家庭裁判所で配付されますが、同裁判所のホームページからダウンロードすることもできます。

○申立人になれる人

本人、配偶者、四親等以内の親族、市長

※市長が申し立てる場合は二親等以内の親族の有無を確認します。また、三・四親等の親族で申し立てる人がいる場合は、原則として市長は申し立てを行いません。

まずは公証人役場にご相談ください。本人と依頼された人(任意後見受任者)が、支援する範囲など任意後見の内容を話し合って決め、公正証書を作成し、正式に契約を交わします。

任意後見人への報酬は、本人と任意後見受任者との契約で決めた金額となります。

本人の判断能力が十分でなくなったとき、申立人(本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者)が家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てをします。

いつまでも住みなれた地域で、自分らしく安心した生活をするために
成年後見制度を考えてみませんか？